

○厚生労働省
経済産業省 告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年七月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 梶山 弘志

中小企業等の経営強化に関する基本方針

第1～第3 （略）

第4 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上

「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は法第二条第十項に規定する事業承継等により他の事業

者から取得した又は提供された経営資源を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営資源を利用する場合にあつては、第二号から第六号までに掲げる事項とし、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合にあつては、第二号から第七号までに掲げる事項とする。

二 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

経営力向上に資する知識の習得又は技能の向上のための教育訓練、熟練技能者の技能承継のための教育訓練その他の事業者がその雇用する従業員に対して実施する教育訓練をいう。

三 組織の活力の向上による人材の有効活用

従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善又は従業員の適正な評価その他の取組により、従業員の離職率低下又は意欲の増進その他組織の活力の向上を図り、もって従業員の能力を有効活用することをいう。

四 財務内容の分析の結果の活用

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転

期間、自己資本比率その他の事業者の経営力把握に有用な財務情報の数値について把握し、適切な非財務情報と組み合わせることで、経営力向上に係る管理すべき指標を定めるとともに、当該指標により、当該事業者の過去の状況、同業他社の状況又は業界平均値等と比較し、当該事業者の経営の状況を把握することで得られた情報を、事業計画の策定や事業活動に活用することをいう。

五 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

客層ごとの購買傾向の情報その他の商品又は役務の需要の動向を把握することで得られた情報を事業活動に活用することをいう。

六 経営能率の向上のためのデジタル技術の活用

既製の情報システムの導入（特に、クラウドサービスや会計、人事労務、販売管理等の基幹業務システムの一括導入）その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。

七 経営資源の組合せ

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせることをいう。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二 要件

イ 現に有する経営資源を利用する場合

労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することができると認めることとする。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。

特定事業者等は、労働者数を削減するのではなく、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を増加

させることにより労働生産性の向上を達成するよう努めるものとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとす。以下同じ。

ロ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

特定事業者等が事業承継等（法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあつては、次に掲げる取組を支援対象とする。

① 事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組

② 他の事業者の事業を承継するものうち、事業承継等による経営資源の組合せを通じた労働生

産性の向上を目的とする取組

(2) 経営指標

労働生産性の向上を支援に当たったの判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することができるとする。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正となることを求める。

特定事業者等は、労働者数を削減するのではなく、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を増加させることにより労働生産性の向上を達成するよう努めるものとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

る。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

三 経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項

特定事業者等は、経営力向上に係る事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営力向上に係る事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

二 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

三 申請手続の簡素化

国は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの開発及び利用促進に努める。

四 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

五 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

六 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定

経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

七 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業等の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」その他の会計ルールに拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

八 IT、データ等の活用の促進

国は、中小企業等の経営力向上に向けた自動化、遠隔対応、ビジネスモデル革新、サイバーセキュリティ対策その他の取組の促進に当たって、業種毎の特性に配慮しつつ、各種支援機関や取引先等を通じた面的な働きかけや共通基盤の構築等を通じて、中小企業等によるIT、データ等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

九 中小企業等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

十 中小企業等の事業承継の円滑化等に向けた環境整備

国は、中小企業等が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業等が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するとともに、円滑な廃業に向けた環境整備を行うものとする。

十一 計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第五条第二項第一号及び第二号に掲げる法人が作成する経営力向上計画については、医業又は歯科医業のみに係る計画について認定の対象とする。

4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 現状認識

市場規模、市場の動向、企業規模の分布その他の当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向

二 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む特定事業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた取り組むべき具体的事項

三 経営力向上の実施方法に関する事項

当該事業分野の特性を考慮して設定される経営力向上に係る指標及び当該指標に係る特定事業者等が目標とすべき数値等

なお、事業分野別指針においては、基本方針に定める指標及び目標と異なる指標及び目標を定めることができないこととする。この場合において、事業所管大臣は、基本方針に定める指標又は目標と異なる指標又は目標を定める理由を公表するものとする。

四 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

3の規定に基づいて定めるものとする。

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

第5の4から6までの規定に基づいて定めるものとする。

5 事業再編投資の内容に関する事項

一 事業再編投資

「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するもの）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものをいう。

二 投資先に関して満たすべき条件

次のいずれかに該当するもの。

イ その経営又は株式若しくは持分を承継しようとする者を確保することが困難な状況等に直面してい

る中小企業者等であつて、当該株式又は持分の承継を通じて、当該中小企業者等の経営の承継を図るもの。

ロ 中小企業者等であつて、当該投資事業有限責任組合が投資を実施した後の資本金額が一億円を超えるもの。

三 投資事業有限責任組合の要件

次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該事業再編投資の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

ロ 当該投資事業有限責任組合が、認定事業再編投資計画に従つて行う投資事業及びこれに関連する事業のみを行うものであること。

ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一%以上であること。

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の

総数の二十六%以上であること。

ホ 当該投資事業有限責任組合が、主として第二号イに定める中小企業者等に対する投資を行うものであること。

6 事業再編投資の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は十年を超えないものとする。

二 目標指標

投資事業有限責任組合の内部収益率の目標として、五%以上の目標を設定するものとする。

7 その他事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項

一 中小企業者等の自主的な取組の尊重

投資事業有限責任組合は、事業再編投資を円滑に行うことができるよう、一方的に中小企業者等の経営に関する方針を決定することなく、中小企業者等の意思決定を十分に尊重し、中小企業者等が自ら行う取組と整合性のとれた方法で実施するよう努める。

二 事業承継等に関する助言等

国は、投資事業有限責任組合が、中小企業者等が事業承継に関する計画等を策定するに当たつての助言等を行うことを促す。

三 計画の進捗状況についての調査

国は、事業再編投資計画の進捗状況を投資事業有限責任組合自ら定期的に把握することを推奨し、投資事業有限責任組合の行った自己評価の実施状況を把握する。

四 事業再編投資の円滑化に向けた環境整備

国は、投資事業有限責任組合が事業再編投資を円滑に行うことができるよう、環境整備をするものとする。

第5 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備

1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業等の経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たつては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業等に対する支援に関

し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 経営革新又は経営力向上計画を行おうとする中小企業等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュ・フロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業等の経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

三 中小企業等の経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務

状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

三 経営革新等支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、経営革新等支援業務の実施体制を構築すること。

四 経営革新等支援業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、経営革新等支援業務を実施する体制を有していること。

3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した経営革新等支援業務を行う認定経営革新等支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるよう報告体制を整備するものとする。

ホ 国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ヘ 国は、商工会等からの報告内容、認定経営革新等支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定経営革新等支援機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定経営革新等支援機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

ト 国は、認定経営革新等支援機関の最新の活動実態等を把握し、中小企業等が各認定経営革新等支援

機関の実績や支援事例を把握し、適切な指導及び助言を行う認定経営革新等支援機関を選定できるよう情報提供を行う。

チ 国は、経営革新等支援業務の実績等が乏しい経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な研修プログラムを構築するものとする。

二 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

イ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業等に対する案件のフォローアップを実施すること。また、認定経営革新等支援機関は中小企業等に対し、補助金等（国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。）の申請に係る支援を実施した場合は、補助事業期間（当該補助金等の交付を受ける期間をいう。）及びその後の一定期間において、当該中小企業等の事業の遂行についてのフォローアップを着実に実施すること。

ロ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の円滑な実施の観点から、認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構、認定情報処理支援機関等）等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

ニ 認定経営革新等支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ 認定経営革新等支援機関は、中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業等の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」その他の会計ルールに拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

ヘ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「ローカルベンチマーク」の指標をはじめとした財務・非財務の基本事項について中小企業等と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、中小企業等が「ローカルベンチマーク」を活用することを促すこと。

ト 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「事業承継ガイドライン」及び「中小M&Aガイドライン」を踏まえて、中小企業等に対して、M&Aを通じた第三者への事業引継ぎを含む計画的な事業承継に向けた取組を促すことにより、中小企業等の事業承継を契機とした経営力向上を支援すること。

注）「事業承継ガイドライン」とは、中小企業等が円滑に事業承継を行うための手引きである。事業承継計画の策定に当たっての留意点や、親族内承継、従業員承継、合併、買収による承継等の事業承継方法ごとの具体的な対策等について記載している。

「中小M&Aガイドライン」とは、後継者不在の中小企業等の適切なM&Aの促進を図るための指針である。一般的な手続の流れの解説等を含む後継者不在の中小企業等向けの手引きと、M&A専門業者の行動指針の策定等を含む支援機関向けの基本事項から構成される。

チ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、経営課題の解決に偏ることなく、経営課題を適切に設定することも意識し、対話を通じて経営課題及びその経営課題を解決するための方策に対する経営者等の納得を促すことにより、中小企業等の自発的な経営革新又は経営力向上

を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

4 事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

中小企業等の経営力向上に係る取組を支援するため、事業分野別経営力向上推進業務を実施するに当たっては、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修

当該事業分野に属する中小企業等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練を行うこと。

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究

経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集し、整理し及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

5 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

一 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が個人である場合にあつては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三 事業分野別経営力向上推進業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、事業分野別経営力向上推進業務の実施体制を構築すること。

四 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となつて、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

6 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たつて配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

7 情報処理支援業務の内容に関する事項

経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業等に対する情報処理を行う方法に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うこととする。

8 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

一 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）を有していること。

二 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性）を有していること。

9 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国等が配慮すべき事項

イ 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報処理推進機構は、情報処理支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努め、中小企業等の経営能率の相当程度の向上のための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、情報処理支援業務を行う者の認定の申請等に係る手続の簡素化に努めるものとする。

二 認定情報処理支援機関が配慮すべき事項

イ 認定情報処理支援機関は、自らが支援を行った中小企業等の状況の把握を行い、実施した情報処理支援業務の効果の測定に努めること。

ロ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援の対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の円滑な実施の観点から、経営革新等支援機関との連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構等）の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

ニ 認定情報処理支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

ホ 認定情報処理支援機関は、自らのサイバーセキュリティの確保を図ること。

ヘ 認定情報処理支援機関は、中小企業等が複数の情報サービスを組み合わせるよう、また異なる情報サービスへの移行を円滑に行うことができるよう配慮をすること。